

# 第3次田原市行政改革大綱（原案）の概要

## 行政改革とは

- 社会動向や財政状況に対応して、市役所組織の合理化、事務の効率化、財源確保の工夫、制度やサービス・施設の見直しなど、行財政運営の改革を進める具体的な取組のことをいいます。
- 総合計画など、まちづくりの各種計画の実現に向け、市役所の組織や職員、健全な財政運営、仕事の進め方、サービス制度の仕組みなどが、行政改革の対象項目となります。

## 1 これまでの取組経過

### ◆第1次田原市行政改革大綱（H17-H21）

新市の土台づくりのため、行政サービスの平準化や行政運営の効率化・スリム化に取り組みました。

### ◆第2次田原市行政改革大綱（H22-H26）

多様な主体との協働や民間活力の導入による行政サービスの再構築に取り組みました。

## 2 社会動向・田原市の現状

### ◆人口減少・少子高齢化

（主な影響）生産年齢人口の減少、税収の減少、扶助費など社会保障費の増加等

### ◆財政規模の縮小・不透明な社会経済

（主な影響）普通交付税の減少（合併特例措置の終了）、投資的経費の減少、税収の変動

### ◆多様化・複雑化・広域化する行政需要

### ◆地方分権改革の推進と「地域の自立」を目指す広域連携の必要性

## 3 第3次大綱の基本方針

### 「共感と連携による 改革のステップアップ」

（主旨）

- ・市内外の連携による課題解決、市民サービスの質の向上
- ・「みんなが幸福を実現できるまち」に向けた基礎づくり
- ・継続した改革による効率的・効果的な行財政運営の維持と向上

（改革期間）

- ・平成27年度～平成31年度（5か年）

## 4 第3次大綱の特長

### ◆他自治体との連携による事務の効率化

- ・東三河広域連合（滞納整理事務・介護保険運営事業等）
- ・広域連携による事務処理システムの導入

### ◆公共施設適正化（ファシリティマネジメント）に基づくあり方の検討

- ・市民館、火葬場、資源化センター等

### ◆単なる縮減ではない市民サービスの質向上

- ・コミュニティ乗合交通、窓口サービス、情報発信、生涯読書、各種イベント等

## 5 推進にあたっての留意点（田原市行政改革推進委員会の答申内容）

- ◆説明責任を果たし相互理解を図るなど、市民の「共感」を得られる努力をする
- ◆民間委託や市民協働、他自治体との「連携」について検討する
- ◆「地域の自立」に向けた行財政運営の基盤づくりであることを念頭に置く
- 進行管理・進捗評価には外部の意見を取り入れる
- 社会動向の変化に柔軟に対応し見直しを図る

## 6 改革項目（アクションプラン等）の一覧

◆第2次大綱からの継続（見直し含む）：12（※）＋新規項目：14＝計26項目＋別掲1

市役所内部の改革		
A 事務の広域化	1	広域連携による滞納整理事務（東三河広域連合）（※）
	2	介護保険運営事業の広域化（東三河広域連合）
	3	広域連携による事務処理システムの導入
B 事務の適正化	4	社会福祉協議会の強化支援（※）
	5	渥美半島観光ビューローの自立支援（※）
	6	社会教育施設のあり方及び管理運営方式の見直し（※）
C 事務の質向上	7	定員適正化計画の見直し・進行管理（※）
	8	公共工事のコスト縮減（※）
	9	公有資産台帳の充実
	10	地域と連携した道路・河川の整備・維持補修
市民サービスの再構築		
D 公共施設の機能適正化	11	公共施設のあり方の検討（※）
	12	市民館のあり方の検討
	13	火葬場等のあり方の検討
	14	資源化センターの統合
E 次世代育成の環境向上	15	小中学校の規模適正化（※）
	16	保育園の適正化・民営化（※）
F サービス体制の見直し	17	コミュニティ乗合交通の運行見直し（※）
	18	農業公園の管理運営の検討
	19	窓口サービスの向上（※）
	20	市民活動支援センター機能の向上
	21	イベント事業の適正化
	22	情報発信の強化
	23	生涯読書の普及と読書環境の向上
G 受益者負担の見直し	24	使用料・手数料の見直し
	25	ごみ有料化（減量化）（※）
	26	汚水処理事業の再構築（農集排使用料の適正化）
広域連携による新たな行政改革の取組		
東三河広域連合（仮称）の設立		

※詳しくは、「第3次田原市行政改革大綱（原案）」の本編をご覧ください。